

ラオスにおける 草の根技術協力事業の実施について

2024年8月
JICAラオス事務所

●本資料の内容

- ①NGOと大学・地方自治体で異なる手続き
- ②民間企業はNGO登録できれば応募可能
- ③NGO登録、了承取付にはラオス人の協力が必要
- ④了承取付時の注意点
- ⑤事業費70%、管理費30%
- ⑥CP等への出張旅費の支払い
- ⑦MOU調印日からプロジェクトがスタート
- ⑧事業開始後について
- ⑨日系NGOの活動状況について
- ⑩ラオスにおける草の根受託団体
- ⑪応募時点で提出してもらう書類と留意事項

①NGOと大学・地方自治体で異なる手続き

	NGO	大学・地方公共団体
管轄	外務省 国際機関局INGO課	計画投資省 国際協力局
NGO登録	必要	必要なし
MOUの締結許可証	外務省	中央省庁等
プロジェクト アクセプタンス	必要なし	必要
外務省内の担当部局	国際機関局INGO課	アジア太平洋局

※ラオスでは、同じように草の根技術協力事業を実施する場合でも、**NGO**と**大学・地方自治体**で管轄や手続きが異なります！！

・ NGOの手続きの流れ

1. **NGO登録（Operation Permitの取得）**
2. MOUドラフトの作成
3. 関係省庁等からMOUドラフトの承認
4. **外務大臣からのMOU等の締結許可証**
5. MOU締結
6. プロジェクト開始！！

※NGO用のMOUフォーマットを使用してMOUを作成（NGOの場合、保健案件であっても、NGO用のMOUフォーマットを使用）

・ 大学・地方公共団体の手続きの流れ

1. MOUドラフトの作成
2. 関係省庁等からMOUドラフトの承認
3. 外務省から意見書
4. **中央省庁等からのMOU締結許可証**
5. MOU締結
6. **計画投資省からプロジェクトアクセプタンス取得**
7. プロジェクト開始！

※保健案件は、保健省指定のMOUフォーマットを使用してMOUを作成

※保健案件以外は、NGO用のフォーマットを流用してMOUを作成することを推奨

※NGOは、NGO登録が完了していることが、草の根技術協力事業の応募条件になっています。過去にNGO登録の実績があり、かつ、有効期限が切れている場合、もしくは2025年3月1日の時点で有効期限が切れる場合には、JICA国内機関にご相談ください。

※詳細は、下記のラオス事務所のホームページから、事業実施ガイドブックをダウンロードしてご確認ください。

https://www.jica.go.jp/laos/office/about/ngodesk/ngo_guide.html

▶ 【例】 **NGO**がビエンチャン都ナーサイトン郡で職業訓練プロジェクトをする場合に必要な手続き

1. **NGO登録（Operation Permitの取得）**

=====草の根事業応募・採択=====

2. ナーサイトン郡教育局（CP）とMOUドラフト作成

3. 関係者が参加しての【県レベル】MOUドラフト確認会議

- ・ 想定される参加者は、①ナーサイトン郡教育局職員、②ビエンチャン都教育局職員、
③ナーサイトン郡知事事務所職員、④ビエンチャン都外務局職員など

4. 郡レベルの承認（ナーサイトン郡教育局とナーサイトン郡知事事務所）

5. 県レベルの承認（ビエンチャン都教育局とビエンチャン都外務局、ビエンチャン都知事事務所）

6. 関係者が参加しての【中央レベル】MOUドラフト確認会議

- ・ 想定される参加者は、①教育スポーツ省国際関係局職員、②教育スポーツ省学校外教育局職員
③外務省国際機関局INGO課職員

7. 教育スポーツ大臣からの外務大臣へのプロジェクト承認依頼

8. **外務大臣からのMOUの締結許可証**

9. MOU締結、プロジェクト開始！！

※あくまで一例で、CPの指示等により、上記のプロセスが変わる可能性があります

▶ 【例】 **大学**がビエンチャン都ナーサイトン郡で職業訓練プロジェクトをする場合に必要な手続き

=====草の根事業応募・採択=====

1. ナーサイトン郡教育局（CP）とMOUドラフト作成
2. 関係者が参加しての【県レベル】 MOUドラフト確認会議
 - ・ 想定される参加者は、①ナーサイトン郡教育局職員、②ビエンチャン都教育局職員、
③ナーサイトン郡知事事務所職員、④ビエンチャン都外務局職員など
3. 郡レベルの承認（ナーサイトン郡教育局とナーサイトン郡知事事務所）
4. 県レベルの承認（ビエンチャン都教育局とビエンチャン都外務局、ビエンチャン都知事事務所）
5. 関係者が参加しての【省庁レベル】 MOUドラフト確認会議
 - ・ 想定される参加者は、①教育スポーツ省国際関係局職員、②教育スポーツ省学校外教育局職員
③外務省国際機関局INGO課職員
6. 教育スポーツ省大臣からの外務大臣へのプロジェクト承認依頼
7. 外務大臣からのMOUドラフトに対する意見書
8. 教育スポーツ大臣からのMOUの締結許可証
9. MOU締結
10. **計画投資省がプロジェクトアクセプタンス発出、プロジェクト開始**

※上記が手続きの一例になりますが、NGO向けの手続きと異なり手続きを定めたガイダンスもなく、大学・地方公共団体の場合には変則的なプロセスを取ることも多くあります。

②民間企業はNGO登録できれば応募可能

- ▶ 例えば、次のような協同組合はラオスでNGO登録ができる可能性が高いです。
 - ・ **生活協同組合、農協など**
- ▶ 一方、株式会社等が、草の根で活動できる枠組みはラオスにはありません。
- ▶ 応募できるかどうか（NGO登録ができるかどうか）はケースバイケースですので国内機関へごご相談ください。

③NGO登録、了承取付にはラオス人の協力が必要

- ▶ NGO登録、了承取付のすべての手続きは、**各団体の責任**で行います。制度上、JICAでできることは、各種情報の提供以外、ほとんどありません。
- ▶ ラオス語での書類作成が必要であり、書類を持ちまわる必要があるので、ラオスに**現地協力者は必要**です。ラオスに職員を置かない場合であっても信頼できるラオス人の協力がプロジェクト実施に必要です。

④了承取付時に注意点

- ▶ 最近の傾向として、NGOによる支援型の提案の場合、2年以上のプロジェクトは認められない傾向があります。
- ▶ また、昨年度から、MOU/MOAではなく**アクティビティプラン**による了承取付を求められるケースも出てきています。アクティビティプランは、**活動計画**と**予算計画**の2種類の書類で構成されており、従来のMOU/MOAよりも簡素化されている一方で、プロジェクト期間は**最長1年**となっています。
- ▶ MOUドラフトには**JICAの決裁が必要**です。

⑤事業費70%、管理費30%

- ▶ MOU上のプロジェクト予算は、事業費を70%、管理費を30%の割合にする必要があります。例えば、**事業費**は機材費やワークショップにかかる費用、**管理費**は人件費やラオスへの渡航費（航空券代等）、事務所家賃などになります。予算の大半が日本人の旅費や人件費になっているようなプロジェクトは避けるようにしてください。
- ▶ 大学・地方公共団体については、NGOに比べると、比較的柔軟な対応の場合が多いです。

⑥CP等への出張旅費の支払い

- ▶ MOUには、CP等への日当・宿泊料・交通費を、財務省の規程上の金額で支払うことを記載する必要があります。団体からは、必ずCP等に日当・宿泊料・交通費を支払う必要があります。
 - ・ 日当：1日あたり15万LAK（約1,200円）
 - ・ 宿泊料：1日あたり20万LAK（約1,600円）

⑦MOU調印日からプロジェクトがスタート

- ▶ MOU上では、**MOUを調印した日からプロジェクトが始まる**ことになります。
- ▶ MOUの調印前に、JICAとの契約書類を準備しておくことが必要です。

⑧事業開始後について

- ▶ ラオス政府（特にラオス外務省）は、NGO関係者に対し、短期渡航であっても専門家ビザの取得を必須としています。
- ▶ 事業開始後には、CP等との定期会議や関連省庁への報告書の提出が求められます。
 - ・ **NGOの場合**：3カ月おきの定例会議（年次会議は外務省なども参加）
半期報告書、年次報告書の作成
※NGOの場合、MOUに上記の会議開催及び報告書の作成を記載する必要があります。
 - ・ **大学・地方自治体の場合**：MOUに記載された回数（NGOと比べCPと交渉の余地があります）
の定例会議。
- ▶ 報告書は、ラオス語と英語で作成する必要があります。ラオス語ができる現地業務補助員等を雇用することをお勧めします。
- ▶ 会議の開催や報告書の提出が適切にされていなかった場合、フェーズ2などの際の際の了承取付に問題が生じる恐れがあります。

⑨ラオスにおけるINGOの状況

- ▶ 2024年1月時点で、160のINGOがラオスで活動しています（NGO登録をしています）。また、71のINGOがINGO Networkに加盟しています。
- ▶ ラオスに駐在員をおいて活動している日系NGO
 - ・ ISAPH（保健医療）、AAR（福祉）、ADDP（教育・福祉）、IV-JAPAN（教育）、ジャパンハート（保健医療）、JVC（農村開発）、SVA（教育）、ラオスのこども（教育）、テラルネッサンス（不発弾回避教育）、JMAS（地雷除去）、歯科医学教育国際支援機構（OISDE）

⑩ラオスにおける草の根受託団体

●実施中の案件

▶ 支援型

- ・ **長岡造形大学**（2022.10～2025.4）

「デザインプロセスを活用した持続的な観光商品の開発及び質向上プロジェクト」

- ・ **チームがじゃん**（2023.12～2024.12）

「ラオス国こどもたちが観察・記録・思考・伝達により「科学する力」を育むプロジェクト」

▶ 地域活性化型

- ・ **埼玉県企業局**（2022.11～2025.5）

「東南アジア（広域）水道事業人材育成事業（タイ、ラオス）」

▶ パートナー型

- ・ **エコロジック**（2022.1～2024.10）

「ルアンパバーンの公認ガイドの技術向上を目指したインタープリテーショントレーナーの養成事業」

- ・ **コープおきなわ**（2022.10～2026.3）

「官民協働による協同組合の設立・参加促進を通じた地域住民が主体となった未来づくり支援プロジェクト」

- ・ **ADDP**（2022.1～2027.1）

「知的・発達障害を持つ子供の社会自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践」

- ・ **筑波大学**（2021.6～2024.7）

「交通事故から住民を守る救命救急活動支援プロジェクト」

- ・ **琉球大学**（2023.4～2028.4）

「貧困僻地郡における女性のエンパワメントによる母子保健強化プロジェクト」

- ・ **ラオスのこども**（2023.5～2026.4）

「ラオス国中等学校における学校図書室の役割拡充を通じた教育改善事業」

- ・ **シャンティ国際ボランティア会（SVA）**（2024.6～2027.6）

「初等教育における少数民族児童の指導・学習環境改善事業」

※ラオスにおける草の根技術協力の記事（国内機関のホームページ）

▶ ADDP（パートナー型、東京センター）

[～ラオス国 教員養成校の先生を対象に手話講座を実施～ | 2022年度 | トピックス | JICA東京 - JICA](#)

[“障害のある子どもも学校に通えるようにしたい”教員養成校の指導教官のインクルーシブ教育に対する思い | 日本での取り組み - JICA](#)

[～ラオスで初めてインクルーシブ教育教員養成コースが実施されました！～ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ ラオスのこども（パートナー型、東京センター）

[ラオスの学校で図書室づくり～本の見せ方を工夫して、もっと魅力的で活用される図書室を！～ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ 長岡造形大学（支援型、東京センター）

[「国際協力×デザイン」でラオスの観光産業を活性化したい！ | 2022年度 | トピックス | JICA東京 - JICA](#)

[「秘境の国ラオス」デザインプロセスを活用し観光商品の開発へ！ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ 高尾グリーン倶楽部（支援型、東京センター）

[～ラオス国 より多くの人にラオスの自然と文化を知ってもらいたい～ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ 埼玉県企業局（地域型、東京センター）

[～ラオス国 より良い浄水場運営を目指して～ 日本の浄水場管理方法をラオスの方にも知ってもらいたい！ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ エコロジック（パートナー型、中部センター）

[ラオスで実施中の観光ガイド草の根技術協力事業をご紹介します | 2022年度 | トピックス | JICA中部 - JICA](#)

[【草の根技術協力事業】ラオスの世界遺産ルアンパバーンを知る！エコツアーの様子をご紹介します。 | 2022年度 | トピックス | JICA中部 - JICA](#)

[【草の根技術協力事業】ラオスの自然を巡る！エコツアー演習の様子をご紹介します。 | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ 琉球大学（パートナー型、沖縄センター）

[ラオスのお母さんと赤ちゃんの健康を守るために 琉球大学の挑戦 | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ チームがじゃん（支援型、沖縄センター）

[【草の根技術協力事業】ラオスで子どもたちの「科学する力」を育みます | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ Support for Woman's Happiness（JICA基金、東京センター）

[ラオスで障害者の雇用機会創出・自立を目指す日本のNGOの紹介～モデルも着用する魅力的なハンドクラフトの作成・販売を通じた自立支援～ | 日本での取り組み - JICA](#)

▶ マイラオスほっかいどう（JICA基金、札幌センター）

[ラオスでハーブ製品加工技術のワークショップを実施！／JICA基金活用事業 | 2022年度 | トピックス | JICA北海道（札幌） - JICA](#)

⑪応募時点で提出してもらう書類と留意事項

ラ オ ス	【提出書類】 ■ 提案団体が NGO/NPO の場合：NGO 登録を了していることを証する文書（写） ※上記文書（写）について、過去に NGO 登録の実績があり、かつ、有効期限が切れている場合、もしくは、2025 年 3 月 1 日の時点で有効期限が切れる場合 JICA 国内機関に応募相談時に相談ください。
	【留意事項】 ■ ラオスで活動をする NGO/NPO は、ラオス外務省国際機関局への NGO 登録（Operation Permit：OP の取得）が必要です。 ■ <u>ラオス政府からの了承取付は原則、提案団体で手続きを進める必要があります。</u> 英語に加えラオス語での書類作成、カウンターパートをはじめとする各関係機関との対面での協議、書類の持ち回り及びフォローアップを行う必要があります、手続きに長時間を要するため、ラオス語のできる現地協力者や通訳・翻訳の備上を推奨します。 ■ 支援型の場合、<u>了承取付</u>手続きの結果、団体が希望する実施期間よりも短い期間しか活動が認められない場合がありますが、その場合にはラオス政府から認められた期間を前提に事業内容等を見直すことになります。 ■ 民間企業の場合、企業形態によっては草の根技術協力事業を実施できない場合がありますので、JICA 国内機関に相談ください。

ラオスでの
草の根技術協力事業の応募を
お待ちしております！！